(三)　操業、漁獲物の取扱い及び積付け並びに異常な気象及び海象の条件に起因する例外的な力によつて生じる復原性及び乾舷

(四)　安全水域（海洋法に関する国際連合条約第六十条４（同条約第八十条において準用する場合を含む。）に規定する安全水域をいう。）に留意した、海洋構築物への接近

(五)　難破物その他漁具に危険を及ぼすおそれのある水中障害物

(2)～(4)　（略）

(5)　漁船に乗り組んで甲板部の当直を行う職員は、漁獲物の積付けに当たつては、仕向港への航海中常に十分な乾舷及び復原性並びに水密性を確保するため必要な事項に注意を払うこと。この場合において、燃料及び食糧の消費、悪天候の危険性並びに特に冬期における着氷が生じやすい水域での甲板の露出面への着氷の危険性を考慮すること。

2　機関部における当直基準

(1)　（略）

(2)　当直の引き継ぎに関する基準

一　（略）

二　当直の引継ぎを受ける職員は、引継ぎを受ける前に、機関室内の装置の安全な操作に関する一般的及び特定の条件に留意するほか、引継ぎに際し、次の事項を確認すること。

㈠～㈥　（略）

(3)　（略）

(4)　漁船に乗り組んで機関部の当直を行う職員は、漁獲物の積込み又は陸揚げに必要な装置及びバラストその他船舶の復原性を確保するための制御装置に関する追加の要件に係る甲板部職員の要求について認識していること。

3　無線部における当直基準

（略）

Ⅲ　停泊中の当直基準

1～4　（略）

(2)～(4)　（略）

（新設）

2　機関部における当直基準

(1)　（略）

(2)　当直の引き継ぎに関する基準

一　（略）

二　当直の引継ぎを受ける職員は、引継ぎに際し、次の事項を確認すること。

㈠～㈢　（略）

(3)　（略）

（新設）

3　無線部における当直基準

（略）

Ⅲ　停泊中の当直基準

1～4　（略）

その他告示

○総務省告示第三百二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　パシフィック・パートナーシップ2025参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年九月二十一日から令和七年十月四日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派遣地域　パラオ共和国

○財務省告示第二百五十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、石川県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する件（令和六年財務省告示第二百六十九号）において別途財務省告示で定めることとされている期日は、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月十九日

財務大臣　加藤　勝信

○文部科学省告示第八十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、令和七年九月十九日付けをもつて次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
旧御所水道ポンプ室	令和二年文部科学省告示第四十八号	京都府京都市山科区日ノ岡夷谷町一七―五他

○農林水産省告示第千四百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Cannabis sativa L.	FINOLA2	James Clayton Callaway Kuntokuja 6A4, FI-70200 KUOPIO,Finland	第38035号 令和７年５月15日
Dianthus caryophyllus L.	Bresk179	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第38025号 令和７年５月12日
〃	Bresm74	〃	第38026号 令和７年５月12日